

○徳山大学公的研究費取扱規程

(平成 27 年 1 月 30 日 制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、「徳山大学教育職員倫理綱領」及び「徳山大学における研究に携わる者の行動規範」の定めに従い、徳山大学（以下「本学」という。）において公的研究費を適正に運営及び管理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は次のとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、国の機関、地方自治体などの行政官庁又はそれらの行政官庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金、公募型の研究資金ならびに補助金のことをいい、これらの競争的資金、公募型の研究資金及び補助金の執行により取得した施設、設備等を含む。
- (2) 「配分機関」とは、公的研究費を配分する国の機関、地方自治体などの行政官庁又はそれらの行政官庁が所管する独立行政法人のことをいう。
- (3) 「研究者」とは、公的研究費の競争的資金等へ応募し又は配分されて研究活動を行う研究代表者及び研究分担者、ならびに配分された補助金を執行する者をいう。
- (4) 「最高管理責任者」とは、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (5) 「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括し、その状況を最高管理責任者へ報告する者をいう。
- (6) 「コンプライアンス推進責任者」とは、公的研究費の不正使用を防止するため、公的研究費の執行にかかわる全ての者に対しコンプライアンス教育を実施し、その他不正使用の防止策を講じる者をいう。
- (7) 「部局」とは、「学校法人徳山教育財団組織規程」に定める内部組織をいう。
- (8) 「部局責任者」とは、公的研究費の執行について実質的に携わる部局の長をいう。

(遵守事項)

第 3 条 研究者及び公的研究費の執行にかかわる全ての者は、この規程及び関係諸規程の定める事項を遵守し、公的研究費を適正に執行しなければならない。

(責任体制)

第 4 条 本学における公的研究費の運営・管理に関する最高管理責任者は学長とする。

2 本学における公的研究費の運営・管理に関する統括管理責任者は学部長とする。

3 本学におけるコンプライアンス推進責任者は学部長とする。

(職務権限の明確化)

第 5 条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続きに関して、研究者と部局責任者

の権限と責任を明確に定め、これを学内外に公表し、関係者に周知するものとする。

(不正防止計画)

第 6 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用の防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、学内外に周知しなければならない。また、内部監査の状況、不正事案の情報収集等を踏まえ、定期的に不正防止計画を改定するものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止計画が適正に実施していることを確認し、最高管理責任者へ報告しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画、内部監査の状況、不正使用の事案並びに不正防止策等の情報をもとに、コンプライアンス教育の内容を策定するものとする。

4 部局責任者は、不正防止計画に基づき、不正防止に努めなければならない。

5 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営及び管理に関わる意識向上を図るため、上記各項に定めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス教育)

第 7 条 コンプライアンス推進責任者は、研究者及び公的研究費の執行にかかわる全ての者に対し、次の事項を含むコンプライアンス教育を定期的実施しなければならない。

(1) 公的研究費は国民の税金が原資となっていること

(2) 公的研究費の執行方法

(3) 公的研究費の不正使用の事例

(4) 公的研究費の不正使用による影響及び懲戒

(5) 内部監査の実施内容

(6) 上記各号のほか、コンプライアンス推進責任者が公的研究費の不正使用を防止するために、コンプライアンス教育上必要と判断する事項

2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講状況及び理解度を把握するものとする。

(誓約書)

第 8 条 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を受講した研究者及び公的研究費の執行にかかわる全ての者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

2 誓約書には、次の事項の誓約を求める内容とする。

(1) この規程及び関係諸規程の定めを遵守すること。

(2) 公的研究費を不正使用しないこと。

(3) この規程及び関係諸規程の定め違反して公的研究費を不正使用した場合、本学の規程に基づく懲戒処分、配分機関による処分、ならびに法的責任を負うこと。

(4) 上記各号のほか、誓約を要する事項。

(競争的資金等への応募資格と執行制限)

第 9 条 下記の条件をすべて満たした研究者に対し、公的研究費の競争的資金等への応募

資格を付与する。

- (1) 配分機関より競争的資金への応募制限，競争的資金の執行停止，その他の処分を受けていないこと。
- (2) コンプライアンス教育を受講していること。
- (3) 誓約書を提出していること。

2 公的研究費を配分される継続課題を有する研究者が，コンプライアンス教育を受講しなかった場合又は誓約書を提出しなかった場合は，コンプライアンス教育を受講し又は誓約書を提出するまで当該公的研究費の執行を停止することがある。

(相談窓口)

第 10 条 公的研究費に関する事務処理手続き及び学内規程等について，学内外からの相談窓口として第 12 条に定める部局を充て、学内外からの相談に誠意をもって対応し，公的研究費の効率的な運営を支援するものとする。

(経理事務の委任)

第 11 条 研究者は，配分される公的研究費の経理事務を最高管理責任者に委任するものとする。

(発注・納品検収等の担当部局)

第 12 条 公的研究費に関する予算管理，発注，納品検収，出納，及びその他の各事務は次の部局が担当する。

- (1) 公的研究費のうち科学研究費助成事業の予算管理及び物品等の発注は教務課が担当する。
- (2) 公的研究費のうち科学研究費助成事業以外の競争的資金ならびに補助金の予算管理及び物品等の発注を担当する部局は，最高管理責任者がその都度指定する。
- (3) 納品検収は総務課が担当する。ただし，検収に専門的な知識等を必要とする場合は，その知識を有する教員又は職員が検収することがある。
- (4) 出納は経理課が担当する。
- (5) 非常勤雇用の研究補助者等の面談及び出勤管理は教務課が担当する。

(研究者の発注範囲)

第 13 条 研究者による物品等の発注は，次の場合を除いて，これを認めない。

- (1) 店舗等で直接購入する 1 個，または複数のもので組み合わせて機能するものはそれら一式が，消費税を含み 1 万円未満の消耗品。ただしデジタルカメラ等の換金性の高い物品を除く。
- (2) 1 個，または複数のもので組み合わせて機能するものはそれら一式が，消費税を含み 10 万円未満の消耗品で，やむを得ない理由により緊急を要する場合。ただしパソコン，デジタルカメラ等の換金性の高い物品を除く。

2 前項の場合，研究者は発注した物品の現物を第 12 条に定める納品検収担当部局へ持参し，納品検収を受けなければならない。

(物品の購入手続き)

第 14 条 物品の購入手続きの詳細については、「徳山大学公的研究費運用マニュアル」(以下「公的研究費運用マニュアル」という。)に定める。

(取引業者の不正行為防止策)

第 15 条 取引業者との癒着による公的研究費の不正使用を防止するため、取引業者に対し本学の公的研究費の不正使用防止に関する方針及びルール等を周知するものとする。

2 特定の業者との取引量が多く、偏りがあると判断されるときは、当該取引業者に対し、次の事項を含む誓約書等の提出を求めるものとする。

- (1) 本学の規程を遵守し、公的研究費の不正使用に関与しないこと。
- (2) 内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
- (3) 公的研究費の不正使用に関与したものと認められた場合は、不正防止計画の定めに従い、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないこと。
- (4) 研究者より公的研究費の不正使用の依頼があったときは、本学に通報すること。
- (5) 上記各号のほか、誓約を要する事項。

3 前項の誓約書等を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費の執行に関する取引を行うことができない。

(特殊な役務の納品検収)

第 16 条 データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の作成開発、又は機器の保守点検等の特殊な役務の納品検収については、次のとおり行う。

- (1) 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の書類で、第 12 条に定める納品検収担当部局が納品検収を行う。
- (2) 有形の成果物がない場合は、完了報告書等の書類及び研究者ならびに業者等への聞き取り調査により納品検収を行う。

(設備等の寄附)

第 17 条 研究者は、公的研究費により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を取得したときは、直ちに本学へ寄附しなければならない。

2 前項の研究者が他の研究機関へ異動する場合は、当該研究者の申し出により、寄附を受けた設備等を返還するものとする。

(出張旅費の取扱い)

第 18 条 研究者が公的研究費により出張する場合は、「学校法人徳山教育財団出張旅費規程」の定めに従い、出張旅費を申請するものとする。

2 研究者は、出張終了後すみやかに、「出張復命書」に運賃及び宿泊費の領収書等を添付して提出しなければならない。なお、出張旅費の使用につき過不足が生じたときは、所定の手続きを経て精算するものとする。

3 出張旅費の事務手続きの詳細については、公的研究費運用マニュアルに定める。

(非常勤雇用者の取扱い)

第 19 条 研究者が本学の学生を研究補助者として雇用する場合、「短期雇用明細及び出勤簿」を第 12 条に定める予算管理部局に提出し、当該部局による当該研究補助予定者の面談を経て採用を決定するものとする。

2 研究補助者に対し、研究補助開始前にコンプライアンス教育を受講し、誓約書の提出を求めるものとする。

3 研究補助者の勤怠管理は、第 12 条に定める予算管理部局にて行うものとする。

4 研究者が学外の研究補助者を雇用する場合は、当該研究補助者のコンプライアンス教育、勤怠管理等を行う責任者を設定し、第 12 条に定める予算管理部局へ申請するものとする。

5 研究補助者への謝金の支払い手続きの詳細については、公的研究費運用マニュアルに定める。

(間接経費等の譲渡)

第 20 条 公的研究費の間接経費を配分された研究者は、「間接経費納付金申出書」により本学に譲渡するものとする。

2 公的研究費に生じる利子は、本学に譲渡するものとする。

(日常的モニタリング)

第 21 条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、研究者ならびに関係部局は、日常的にモニタリングを実施し、不正使用防止に努めるものとする。

(内部監査)

第 22 条 最高管理責任者は、毎年定期的に、無作為に抽出した公的研究費について内部監査を実施するため、内部監査を法人本部へ委託するものとする。

2 内部監査の実施にあたっては、研究者及び関係部局は協力するものとする。

3 物品の購入業者の偏りがある場合、当該研究者及び当該購入業者に対し、重点的かつ不定期に内部監査を実施する。

4 上記各項の内部監査を実施する際、必要に応じて取引業者に帳簿の提出又は帳簿の照合を求めるものとする。

(監事等との連携)

第 23 条 内部監査の実施に際し、監事等と連携し、実効性のある監査を実施するよう努める。

(内部監査結果の報告)

第 24 条 内部監査の結果は、最高管理責任者へ報告するものとする。

(告発等の窓口)

第 25 条 公的研究費の不正使用に関する学内外からの告発等を受ける窓口として、総務課を充て、適切かつ迅速な対応を図る。

(告発等の手続き)

第 26 条 告発等の手続きは、電話、電子メール、書面及び面会とする。

(告発者等の保護)

第 27 条 告発者等の個人情報の保護のため、告発者等の氏名、所属、告発内容等、その他告発者等を特定する個人情報は、告発者等の同意が得られない場合、公開してはならない。

- 2 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 3 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 告発者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者は、学内規程の定めに従い処分を行うことがある。

(告発等の取扱い)

第 28 条 学内外からの不正使用に関する告発または内部監査の実施により不正使用の疑いがあるときは、速やかに本格的調査の要否について判断するものとする。

- 2 前項の場合は、必要に応じて当該公的研究費の執行を停止する。
- 3 学内外からの不正使用に関する告発を受けた日または内部監査の実施により不正使用の疑いが生じた日から 30 日以内に、配分機関へその本格的調査の要否を報告するものとする。

(調査委員会)

第 29 条 最高管理責任者は、本格的な調査の必要があると判断したときは、公的研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 最高管理責任者が委嘱する部局責任者
 - (4) 最高管理責任者が委嘱する弁護士、公認会計士、監事等
- 3 調査委員会の委員は、告発者、被告発者、不正使用への関与の疑いがある関係者、及びそれらと直接利害関係を有しない者とする。
- 4 調査委員会の委員長は統括管理責任者とする。

(調査の報告・通知)

第 30 条 調査委員会は、最高管理責任者及び配分機関へ随時調査状況を報告するものとする。

- 2 調査委員会は、学内外からの不正使用に関する告発を受けた日または内部監査の実施により不正使用の疑いが生じた日から 210 日以内に、配分機関へ最終報告書を提出するものとする。
- 3 調査委員会は、調査結果を告発者、被告発者、及び不正使用への関与を認定された関係者へ通知するものとする。

(配分機関の实地調査)

第 31 条 配分機関が不正使用に関して実地調査を行う場合は、調査委員会、研究者、関係部局は誠実に対応するものとする。

(不服申立)

第 32 条 調査委員会の調査結果につき不服がある者は、調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。

(不正使用の認定後の対応)

第 33 条 調査委員会の調査結果により、不正使用が認定された場合は、不正使用に関与した研究者、関係部局、取引業者等を公表するとともに、学内規程の定めに従い処分を行う。

2 不正な取引をした業者には、不正防止計画に基づき処分を行う。

3 不正使用の情状により、不正使用に関与した研究者、関係部局、取引業者等に対し、刑事告発、民事訴訟、その他法的手続きを行うことがある。

(その他)

第 34 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の運営及び管理についての必要な事項は公的研究費運用マニュアルの定めるところとする。

附 則 (平成 27 年 1 月 30 日)

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。